

# 砂川市まちなか交流施設 軽食提供スペース出店者募集要項

## 1. 趣旨

本市では、中心市街地活性化を目的に、賑わい創出に寄与する施設として、令和7年4月オープンを目指し、「砂川市まちなか交流施設」の整備を進めています。

市民にとって、まちなかに気軽に立ち寄れて居心地が良い『居場所』となるようなエリアとなり、イベントや物販機能を中心とした『賑わい』づくり、砂川の情報を発信する『魅力』づくりを加えて、多くの市民をはじめ砂川を訪れる方にとっても親しみのある施設となることを目指しています。

そこで、施設内で整備する軽食提供スペースにおいても、こうした趣旨を踏まえ市内外から訪れる方々の満足度が高まるような飲食の提供を行う出店者を募集します。

## 2. 本施設概要

- (1) 所在地 砂川市西1条北2丁目1番20号
- (2) 事業主体 砂川市
- (3) 施設の管理運営 砂川商工会議所・砂川観光協会が管理運営予定
- (4) 施設構造・規模 木造平屋 延1,082.34㎡
- (5) 屋外広場面積 1,567.33㎡
- (6) 駐車場 普通車：62台
- (7) 供用開始時期 令和7年4月下旬

## 3. 軽食提供スペース

次に掲げるスペースの運営について、1事業者を募集します。

面積：19.87㎡(厨房部分のみ)

概要：軽飲食の提供を主体としたセルフサービス形式とします。

客席：フリースペース、屋外広場の共有空間を使用できます。(貸付面積には含めません。)

## 4. 応募資格

次の要件を全て満たす者に限り応募することができます。

- (1) 営業に必要な法令に基づく許可を有する、又は許可を得ることが確実な個人又は事業者であること。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 経営状況が不振でないこと。（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況にないこと。）

## 5. 出店条件

### (1) 経費等の負担

①利用料金：月額 18,000 円(税込)

②利用料金の納入は、指定管理者の発行する請求書により徴収します。

③店舗内で使用する電気、ガス及び上下水道使用の実費を徴収します。

※電気及び上下水道は子メーターによって算定します。

④出店に伴う軽食提供スペースの模様替え、維持保存のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒などの衛生管理、ごみ処理に係る経費、什器・備品の点検及び修理等にかかる経費など、その他営業に係る経費については、すべて出店者の負担とします。

⑤出店者は、軽食喫茶等に関する賠償責任保険(食品営業賠償保険等)に加入し、その費用を負担することとします。

### (2) 入居開始予定

本施設オープン予定である令和 7 年 4 月下旬の入居開始を予定

※本施設のオープンまでに、準備期間をおくこととします。

### (3) 営業日・営業時間

①営業日は、原則として本施設の開館日の範囲(休館日は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日。その他指定管理者が管理運営上必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することもあります。)で出店者が定めることとします。

②営業時間は、8:30～19:00 までの範囲で、出店者が定めることとします。

### (4) 営業品目

品目は限定しませんが、コーヒー、ジュース等の飲み物に加え、軽食の提供ができれば可とします。また、その他商品を販売することもできます。

### (5) 施設の利用について

①営業に当たって必要となる保健所等の営業許可等が受けられる見込みがあり、開店までに必要な許可等を受けることができること。

②出店者は、軽食提供スペースを営業以外の目的に使用することは出来ません。

③出店者は、軽食提供スペースを善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければなりません。

④砂川市が設置する厨房設備等以外に必要な備品等は、出店者の責任による持ち込みとします。

⑤出店者は、利用に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れもしくは担保に供することはできません。

⑥出店者は、軽食提供スペースの修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は利用計画を変更しようとするときは、事前に書面により市及び指定管理者の承認が必要です。

⑦営業に関して事故(食中毒等)が発生したときは、出店者の責任において処理するものとし、その際に発生した費用等についても出店者の負担とします。また、その内容及び対応状況を速やかに指定管理者に報告することとします。

⑧張り紙、看板等の表示又は掲出は、あらかじめ指定管理者の承認を得ることとします。

## 6. 応募方法

### (1) 提出書類

①応募申込書（様式1）

②営業計画書（様式2）

③添付書類（公的機関発行のものは、申込日から3箇月以内に交付されたもの）

（ア）個人の場合は、住民票(マイナンバーを非表示にして取得してください)、法人の場合は、法人登記簿謄本。

（イ）直近の財務諸表の写し（個人事業主の場合は確定申告書及び収支内訳書の写しでも可）

（ウ）営業に関する資格、免許等の写し

### (2) 提出期限 令和6年8月30日（金）17時まで

※なお、申込書類の不備を防止するため、あらかじめ、申込書類の事前確認を受けることは可能です。

### (3) 提出場所 砂川市役所 経済部 開発推進課（2階 24番窓口）

### (4) 提出方法 持参又は郵送、電子メール ※郵送については提出期限に必着のこと。

### (5) 留意事項

①提出された書類等の著作権は、原則としてそれぞれの応募者に帰属します。ただし、出店者の選定及び公表に必要な場合は、申込書類等の全部又は一部を使用できるものとします。

②提出された書類は、内容を変更、再提出、差替えは認めません。

③申込に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

④提出された応募書類等は、審査結果に関わらず返却しません。

⑤申請内容に虚偽があった場合は、失格とします。選定された場合においても、虚偽が発覚した場合には選定を取り消します。

### (6) 質問の受付及び回答

応募にあたって質問がある場合は、次のとおり質問書（様式3）により、8月16日（金）17時までに、電子メール（[kaihatsu@city.sunagawa.lg.jp](mailto:kaihatsu@city.sunagawa.lg.jp)）により提出してください。※電話連絡の上、提出すること。

質問の回答は、8月22日（木）までに電子メールにより回答します。

## 7. 選定方法及び選定期限

(1) 提出された計画書に基づき、書類審査を行い、選定します。なお、提案内容について必要があるときは、電話等で確認を行う場合があります。

(2) 選定は、市と指定管理予定者で審査します。

(3) 審査にあたり、計画書の内容について実現性、独創性等を総合的に評価し、得点が最も高い応募者を出店予定者に選定します。ただし、審査の結果、出店者として評価に至る申請者がいない場合は「選定者なし」として取り扱います。

(4) 審査結果については、全応募者に対し、審査終了後速やかに書面にて通知します。なお、他の者に係る審査の結果や自ら又は他の者に関わらず、内容についての問い合わせには一切応じません。

(5) 出店候補者名については、令和6年9月中旬を目途に砂川市ホームページで公表します。

## 8. 選定（審査）基準

- (1) 店舗コンセプトについて
- (2) 商品構成について(砂川の地域資源の活用など、地域性を生かしたメニューなど)
- (3) 運営体制・計画について
- (4) 財務基盤及び収支計画について
- (5) その他業務実績、市内事業者の有無について

## 9. 使用許可

- (1) 出店候補者として選定された者は、指定管理者から砂川市まちなか交流施設条例(以下、「条例」という。)第 11 条第 1 項の規定による使用許可を受けることができます。
- (2) 使用許可期間  
令和 7 年 4 月下旬から令和 8 年 3 月 31 日まで。左記以前の準備行為も可能とします。  
※使用許可は、1 年を超えることができませんので、毎年度選定の手続きを行います。選定の結果、同事業者に更新することは妨げません。
- (3) 候補者選定後の手続  
出店者は、保健所において食品衛生法に基づく営業許可証を取得し、その写しを指定管理者に提出してください。その他、営業に関して法令等により新たに必要な許可を受けた場合は、当該許可証の写しを提出してください。
- (4) 指定管理者への報告事項は次のとおりとします。
  - ①利用者数に関する事項
  - ②会計報告に関する事項
  - ③その他、指定管理者が必要と認める事項
- (5) 指定管理者の運営方針、管理規則及び関係諸法規・行政官庁等の指導、指示を遵守して頂きます。
- (6) 条例第 18 条の使用許可の取消事由に該当する場合は、使用許可の取消を行うこともあります。その場合、指定する期日までに、改装した施設・設備の原状回復と持込備品・什器等の撤収を行い、退去していただきます。
- (7) 出店者は、その責めに帰すべき事由により施設、設備等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。また、軽食提供スペース使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て出店者の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

## 10. 配布資料

- (1) 平面図（全体）
- (2) 平面詳細図（軽食提供スペース）及び什器備品一覧表

## 11. お問合せ・申込み先

〒073-0195

砂川市西 7 条北 2 丁目 1 番 1 号

砂川市 経済部 開発推進課(市役所 2 階 24 番窓口)

電話 0125-54-2121(内線 2711)、FAX 0125-74-8798

メール kaihatu@city.sunagawa.lg.jp